

(公印省略)

2 筑子第 9 8 号 - 3  
令和 2 年 5 月 7 日

保護者の皆さま

筑後市長 西田正治

## 緊急事態宣言延長に伴う保育所等への登園自粛要請について

国において、5月7日から31日までの間、引き続き全国を「緊急事態宣言」の対象とされ、福岡県を含む「特定警戒都道府県」については、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、「引き続きこれまでと同様の取組みが必要」との方針が示されました。

これに伴い、市は、下記のとおり保育所等への登園自粛の要請を延長いたします。

保護者の皆さまにはご負担をおかけしますが、早期の事態の収束のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

### 1 対象施設について

市内すべての認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所  
(※幼稚園は県による休業要請の対象施設となっております。)

### 2 対象世帯について

次の家庭以外の世帯は、登園自粛をお願いいたします。

- ・保護者（両親とも）が、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要である家庭
- ・その他の事情により、どうしても（保育所等での）保育が必要である家庭

### 3 自粛要請（延長）期間について

令和2年5月7日～令和2年5月31日

※国の緊急事態宣言の動向等により、変更となった場合は改めてお知らせします。

### 4 利用者負担について（3歳未満児クラスの児童のみ）

利用者負担（保育料）については、1日単位で「日割り計算」いたします。

※自粛要請期間の終了後、市が各園に利用実績を確認し、調整後の金額を確定する予定です。

保護者の皆さまからの手続きは特に必要ありません。

※4月の自粛要請期間についても、1日単位での日割り計算を行うことといたしましたので、併せてお知らせします。

(5月分とあわせて、後日、確定後の金額をお知らせし、還付等により対応いたします。)

【問合せ】

筑後市 子育て支援課 TEL : 0942-65-7017